



総合演習 2011F

2011.4.27

最新の教育事情

担当: 山崎雄介 (大学院教職リーダー専攻)

0. 1

まずは、ある職員会議の風景から...

(「3年B組金八先生」第8シリーズ第1話 2008.10.オンエア)

学校選択制が導入された!!
生徒を集めるには？

0. 2

①学力／進学実績向上

(劇中の対応策＝できる子に焦点化, 受験重視の授業)

②部活の成績向上

(劇中の対応策＝外部コーチの導入, 成績重視)

③生徒指導の強化, 「荒れた学校」との評判の払拭

(劇中の対応策＝校則改正-詳細化)

すべての前提として④「評判」を気にする学校

→背景としての「最新の教育事情」

「学力」をめぐる近年の動向①

——平成20年(高, 特支は21年)版学習指導要領——

- ・「生きる力」という理念は継承
- ・これからの社会を「知識基盤社会」と捉え, またOECD(経済開発協力機構)の提唱する「キー・コンピテンシー」なども意識しつつ, さらには改正教育基本法, 学校教育法の目的・目標規定もふまえ, 学力を3つの柱で規定

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 学習意欲(および学習態度, 学習習慣)

1. 1 関連資料

・キー・コンピテンシー (key competency) とは？

- ① 社会・文化的, 技術的ツールを相互作用的に活用する力
- ② 多様な社会グループにおける人間関係形成能力
- ③ 自立的に行動する能力

の3カテゴリーで構成される, 人間の能力を捉える枠組。
PISAで測定される「リテラシー (literacy)」はこのうちの
①を中心とした能力。

「学力」をめぐる近年の動向①

——平成20年(高, 特支は21年)版学習指導要領——

教育内容に関する主な改善事項

- (1) 言語活動の充実(VTRおよび別紙授業記録参照)
- (2) 理数教育の充実
- (3) 伝統や文化に関する教育の充実
- (4) 道徳教育の充実(「学校教育全体」での道徳教育の変更点?)
- (5) 体験活動の充実(小, 中, 高それぞれの重点的な「体験」は?)
- (6) 小学校段階における外国語活動
- (7) 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項
(情報教育)(環境教育)(ものづくり)(キャリア教育)(食育)
(安全教育)(心身の成長発達についての正しい理解)

1. 1 続き

教育基本法第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

学校教育法第30条2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

「学力」をめぐる近年の動向②

——指導要録の改訂——

2010. 3 中教審教育課程部会報告「児童生徒の学習評価の在り方について」(→指導要録改正)

*「指導に関する記録」「学籍に関する記録」各々の保存期間は？
卒業後5年 卒業後20年

従来の評価方式(「目標に準拠した評価」による「観点別学習状況」の評価を中心に、「評定」でそれを総括)を大枠で踏襲しつつ、新学習指導要領の学力観にあわせ、観点の基本形を以下のように改めた。

関心・意欲・態度(従来通り)

思考・判断・表現(従来「思考・判断」)

技能(従来「技能・表現」)

知識・理解(従来通り)

→「思考・判断・表現」の評価方式については各自で上記報告をご一読ください。

1. 2補足

ちなみに新指導要録のポイントからいくつか...

・小学校「外国語活動」の評価

従来の「総合」同様、観点を設定、文章表記で。ただし観点設定にあたっては、中学校以上の「外国語科」との連続性に配慮、「言語や文化に関する体験的な理解」、「コミュニケーションを図ろうとする態度」、「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむこと」等で設定を。

・「特別活動」の評価

各活動・行事に目標が設定された(たとえば学校行事なら「学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」)ことをふまえ、目標に即した観点を設定、実現状況を評価(十分満足できる場合に○)、あわせて「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に具体的な事実を記載。

1. 3

子どもたちの「学力」はいま？

PISA：日本の受験者の成績

分野		2000	2003	2006	2009
読解力	得点	522	498	498	520
	順位	8	➔ 14	➔ 15	↗ 8
数学的リテラシー	得点	557	534	523	529
	順位	1	➔ 6	↘ 10	➔ 9
科学的リテラシー	得点	550	548	531	539
	順位	2	➔ 2	➔ 6	➔ 5
問題解決能力	得点	—	547	—	—
	順位	—	4	—	—
重点分野		読解力	数学的L	科学的L	読解力

生徒指導をめぐる動向

「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より(霜田先生の講義参照)

①不登校

小, 中学校とも前年度より減少

②暴力行為

総件数は過去最高, 高校のみ減少の他は前年より増加

③いじめ

認知件数は各校種とも減少。発見のきっかけは「本人からの訴え」, 「アンケートなど学校のとりくみ」, 「学級担任が発見」など。

生徒指導についての指針の提示

——「生徒指導提要」——(2010.4)

①生徒指導とは

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。

各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。

2. 2続き

②日々の教育活動における生徒指導の留意点

1. 児童生徒に自己存在感を与えること
2. 共感的な人間関係を育成すること
3. 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

③集団指導の教育的意義, 留意点

1. 社会の一員としての自覚と責任の育成
2. 他者との協調性の育成
3. 集団の目標達成に貢献する態度の育成

留意点:一人一人が①「安心して生活できる」②「個性を発揮できる」③「自己決定の機会を持てる」④「集団に貢献できる役割を持てる」⑤「達成感・成就感を持つことができる」⑥「集団での存在感を実感できる」⑦「他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける」⑧「自己肯定感・自己有用感を培うことができる」⑨「自己実現の喜びを味わうことができる」ような集団づくり

2. 2続き

④個別指導の目的

1. 成長を促す個別指導
2. 予防的な個別指導
3. 課題解決的な個別指導

⑤教科指導における生徒指導の留意点

1. 授業の場で児童生徒に居場所をつくる
2. わかる授業を行い，主体的な学習態度を養う
3. 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる
4. 言語活動を充実させ，言語力を育てる
5. 学ぶことの意義を理解させ，家庭での学習習慣を確立させる

2. 2続き

⑥実効性のある組織・運営のあり方

1. 全教職員の一致協力と役割分担
2. 学校としての指導方針の明確化
3. すべての児童生徒の健全な成長の促進
4. 問題行動の発生時の迅速かつ毅然とした対応
5. 生徒指導体制の不断の見直しと適切な評価・改善

⑦生徒指導に役立つ技法

→別紙参照

⑧生徒指導と法令

→別紙参照(告発義務と守秘義務, 虐待への対応)

2. 2続き

⑨自殺の予防

(1)自殺の危険因子

図表 6 II - 9 - 1 <自殺の危険因子>どのような子どもに自殺の危険が迫っているのか？

- ・自殺未遂歴（自らの身体を傷つけたことがある）
- ・心の病（うつ病、統合失調症、摂食障害など）
- ・安心感の持てない家庭環境（虐待、親の心の病、家族の不和、過保護・過干渉など）
- ・独特の性格傾向（完全主義、二者択一思考、衝動的など）
- ・喪失体験（本人にとって価値あるものを喪う経験）
- ・孤立感（特に友だちとのあつれき、いじめ）
- ・事故傾性（無意識の自己破壊行動）

（文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防 2009年）

2. 2続き

⑨自殺の予防

(2)対応の原則(TALKの原則)

Tell: 子どもに向けて心配していることを言葉に出して伝えます。

Ask: 真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構いません。むしろ、これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となります。

Listen: 傾聴です。叱責や助言などをせずに子どもの絶望的な訴えに耳を傾けましょう。

Keep safe: 危険を感じたら、子どもをひとりにせずに一緒にいて、他からの適切な援助を求めてください。自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者にも知らせて、子どもを医療機関に受診させる必要があります。

2. 2続き

⑩生徒指導にかかわる法令

・懲戒

学校教育法第11条 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒、及び児童に懲戒を加えることができる

* 義務教育段階で設置主体の如何を問わず×な懲戒は？

- ①退学 ②停学

* 次の行為のうち、法令等との関係で認められない懲戒は？

①授業中ふざけていた児童を、その時間の終わりまで教室内で立たせた。

②2時間目にふざけていた児童を、その日の終わりまで椅子の上で正座させた。

③給食当番をさぼった児童に、その日の給食を食べさせなかった。

④クラスの決まりを破った児童に、掃除の際仕事を多く課した。

2. 2続き

⑪性行不良による出席停止

学校教育法第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

*さて、「次に掲げる行為」=出席停止の要件とは？

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

以上、懲戒、出席停止関係については「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」および同「別紙」(2007.2)を一読のこと。

3. 1

学校評価の義務化

学校評価をめぐる法制

学校教育法第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

学校教育法施行規則第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。(2は略)

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

3. 2

学校評価ガイドライン(最新版2010.7改訂)

【学校評価の目的】

- ① 各学校が, 自らの教育活動その他の学校運営について, 目指すべき目標を設定し, その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより, 学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が, 自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により, 適切に説明責任を果たすとともに, 保護者, 地域住民等から理解と参画を得て, 学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が, 学校評価の結果に応じて, 学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより, 一定水準の教育の質を保証し, その向上を図ること。

3. 2続き

【学校評価の3類型】

1. 自己評価.....学教施規第66条
2. 学校関係者評価.....学教施規第67条
3. 第三者評価.....外部専門家等が中心となり, 上記二者の評価結果も踏まえつつ実施。→2010年改訂で具体的方法を例示

(ア)学校関係者評価の評価者の中に, 学校運営に関する外部の専門家を加え, 学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う

(イ)例えば中学校区単位などの, 一定の地域内の複数の学校が協力して, 互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う

(ウ)学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し, 評価を行う

4. 1

その他, 最近の教育関連ニュースより

①**公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律**
(いわゆる義務標準法)改正→今年度より小1の学級定数上限が35人に

②**東日本大震災関連**

「東日本大震災 子どもの学び支援ポータルサイト」開設

<http://manabishien.mext.go.jp/>

その他震災関連情報は

http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/index.htm

③「**教育の情報化ビジョン**」(2011.4.28公表)

情報活用能力の育成, 学び・特別支援教育への情報技術の活用などを提言。情報活用能力の育成については「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3観点を提起。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/04/1305484.htm

講義中に言及した政策文書, 調査結果などについては山崎研ウェブサイト「教育時事リンク集」からリンクが貼ってあるのでご活用を。

<http://www.edu.gunma-u.ac.jp/gakko/yamazakiken/yamazaki.htm>

**Be the
Great Teachers!!**